

令和5年3月14日

保護者の皆様

姫路市こども保育課長
津田このみ学園

保育所・こども園のマスク着用の考え方の見直しについて

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

この度、厚生労働省及び内閣府から「マスクの着用の考え方の見直し等について」が示され3月13日から適用されることとなりました。園でのマスクの着用に関して下記のとおり対応しますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

【園児】

- ・2歳未満の子どものマスクの着用は奨めません。
- ・2歳以上児についても、マスクの着用は求めません。基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子どもに対しては、適切に配慮します。
- ・小学校において4月1日以降は児童生徒等の主体的な判断を尊重し、マスクの着用を求めないことを基本としていることから、11月より5歳児に推奨していましたマスクの着用についても求めないことといたします。

【職員】

- ・保育所・こども園は児童福祉施設であり、かつ地域の社会活動基盤を支える使命を担う施設として、開園を継続する方針としていることから、職員は基本的にマスクを着用し教育・保育に従事します。ただし、屋外活動時など必要に応じてマスクを外す場合があります。

【保護者】

- ・個人の主体的な判断を尊重しマスクの着用を求めないことを基本としますが、送迎時や行事においてマスク着用の協力を求めることがあります。

【その他】

- ・施設内において感染者が生じている場合などにおいては、所属長の判断により可能な範囲でマスクの着用をお願いすることがあります。その際にも、子どもの体調の変化に十分に注意を払います。

なお、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「換気」等の基本的な感染対策に努めてまいります。

※ 令和5年度「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた園の対応について」は後日通知いたします。

参考

保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について（２月１０日厚生労働省事務連絡）

１．保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いの見直しについて、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において別添１のとおり決定され、３月１３日から適用されることとなります。特に、事業者における対応については、以下のとおりとされており、以下に記載する子どもの取扱いを除き、他の事業者と同様、保育所においても本取扱いが適用されることとなります。マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。同じく本日決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、保育所等における子どものマスク着用については、以下のとおりとされています。

- ・ ２歳未満児のマスク着用は奨めない。
- ・ ２歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。
- ・ 以上のマスクに関する取扱いについては、令和５年３月１３日より適用するものとする。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

認定こども園におけるマスクの着用の考え方の見直し等について（２月１４日内閣府事務連絡）

１．認定こども園におけるマスク着用の考え方等について

認定こども園におけるマスク着用の考え方等については、主として以下のとおりとされたところです。

（保育所・認定こども園等における取組）

- ・ ２歳未満児のマスク着用は奨めない。２歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。以上のマスクに関する取扱いについては、令和５年３月１３日より適用するものとする。

「事業者における対応」についてはこどものマスクの着用の取扱いを除き、認定こども園の事業者にも適用されます。